PTCA規約



横浜市立美しが丘西小学校PTCA

目 次

【横浜市立美しが丘西小学校PTCA規約】

第1章	名移	なおよ	び	事	務	局		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2章	目白	りおよ	び	活	動		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第3章	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第4章	会	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第5章	会	計	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第6章	組	織	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第7章	総	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第8章	美西	すくら	تد		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第9章	会計	十監査	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第10章	РΊ	ГСΑ	委	員	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第11章	校夕	人委員	会	ŧ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第12章	推薦	≸委員	会	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第13章	臨時	持委員	会	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第14章	ハン	ノドブ	゚ッ	ク		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第15章	個丿	人情報	保	護	の	取	ŋ	扱	<i>۱</i> ۷.		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	`	5
第16章	細	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第17章	改	正	•	•			•		•	•		•							•		•	•		•				5

横浜市立美しが丘西小学校PTCA規約

第1章 名称および事務局

第1条 この会は、横浜市立美しが丘西小学校PTCAといい、事務局を学校内におきます。

第2章 目的および活動

- 第2条 保護者と教職員が協力し、児童の幸せと健全な成長をはかることを目的とします。また、 家庭と学校と地域が一体となりその達成に向け協力をしていきます。
- 第3条 前条の目的をとげるために次の活動をします。
 - 1. 児童に視点をおき、保護者と教職員が共に学びながら活動します。
 - 2. 児童の生活環境の充実をはかります。
 - 3. 児童の校外生活をより豊かにするために、地域社会の改善に努力します。
 - 4. その他、この会の目的達成に必要と認めたことを行います。

第3章 方 針

- 第4条 教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動します。
 - 1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。
 - 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行いません。
 - 3. この会、または、この会の委員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしません。

第4章 会 員

- 第5条 この会に入会できる会員は、次のとおりです。
 - 1. 横浜市立美しが丘西小学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者。
 - 2. 横浜市立美しが丘西小学校の教職員。
- 第6条 会員は、すべて平等の権利と義務をもちます。
- 第7条 この会への入会は、みなさまの意志にお任せをしており、退会も個人の自由です。
- 第8条 PTCAの入会は、入会申込書にて入会の有無をご提出いただきます。また、会員は登 録後、卒業時まで有効とします。

但し、入会の可否理由に於いては学校長に一任し、PTCAとしては一切掌握いたしません。

なお、学校より非加入の理由を確認し、贈呈品などでかかる費用の請求をさせていただ く場合があります。

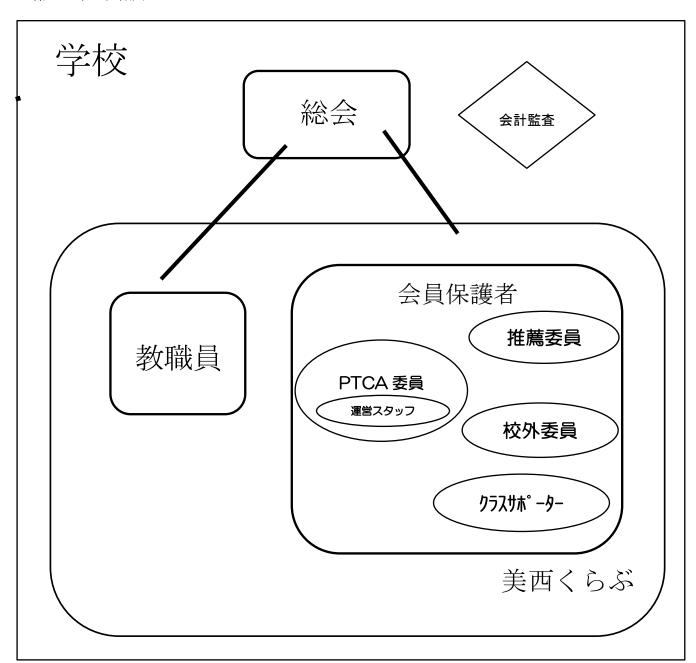
- 第9条 会員は、会費を納めます。
 - 1. 会費は一世帯について月額250円とし、半期ごとに会費を納めます。
 - 2. 会費の納入期間は毎年4月から翌年の3月までとし、8月を除いた11ヶ月間とします。
 - 3. 半期ごとに、前期は5ヶ月分、後期は6ヶ月分納めます。
 - 4. 会員で特別な事情のある場合は、会費の一部または全額を免除することができます。
 - 5. 年度途中に退会する場合、退会翌月以降の会費を返金します。

第5章 会 計

- 第10条 活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって賄われます。
- 第11条 会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。
- 第12条 決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。
- 第13条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。 前期は、4月1日から9月30日までとし、後期は、10月1日から3月31日までと します。

第6章 組織

第14条 組織図



第7章 総 会

- 第15条 総会は、全会員をもって構成される、この会の最高議決機関です。
- 第16条 総会は、定期総会および臨時総会とします。
 - 1. 定期総会は年1回年度始めに開催し、前年度活動報告、決算報告、監査報告の審議および承認、新年度の委員、会計監査の承認、新年度活動計画と予算を審議し決定します。
 - 2. 臨時総会は、美西くらぶ委員会で必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要請があったとき開催します。
 - 3. 定期総会及び臨時総会は、書面による総会(以下、書面総会)に代えることが出来ます。 集会形式で実施する際は、保護者が集まりやすい日時に開催することを原則とします。
- 第17条 総会は、全会員の3分の1以上の出席があったとき成立します。但し、委任状を含めます。

書面総会の場合は、全会員の3分の1以上が議決権行使書に回答した時点で成立します。

第18条 議案の承認は、出席者の過半数で議決されます。 書面総会の場合は、議決権行使書への回答者の過半数で議決されます。

第19条 議題の内容は、開催日の1週間前までに全会員に知らせることとします。ただし、書面総会の場合は、議決の2週間前までに、議案を配布し、質問に対しては速やかに回答することとします。

第8章 美西くらぶ

- 第20条 美西くらぶは、次によって構成されます。
 - 1. 保護者
 - 2. PTCA委員
 - 3. 校外委員
 - 4. 推薦委員
 - 5. 運営スタッフ
 - 6. クラスサポーター
 - 7. 教職員
- 第21条 美西くらぶの構成員のうち、PTCA委員、校外委員、推薦委員、運営スタッフ、 クラスサポーター、教職員で構成される委員会を美西くらぶ委員会とします。
- 第22条 美西くらぶ委員会は、次の役割を果たします。
 - 1. 横断での協議が必要な事項についての協議
 - 2. 規約改正の提案
 - 3. ハンドブックの制定および改廃
 - 4. 臨時総会の開催要請
 - 5. 臨時委員会の設置
 - 緊急を要する事項についての総会に代わる決定権
 但し、決定においては、次の総会において承認を得るものとします。
- 第23条 美西くらぶ委員会は、必要に応じ都度開催いたします。

第9章 会計監査

- 第24条 会計監査は、2名以上の会計監査員と1名の担当教職員で構成されます。
- 第25条 会計監査員の選出は、推薦委員会において候補者を選出し、総会の承認を得て定めます。
- 第26条 会計監査員の任期は1年とし、再任は認められません。
- 第27条 会計監査員は、年2回厳正に会計監査を行います。また、必要に応じて随時会計監査を 行うことができます。

第10章 PTCA委員会

第28条 PTCA委員会は、保護者、教職員と協力して、児童の学校生活や行事がより充実して 楽しく

なるように推進をします。

PTCA委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

第11章 校外委員会

第29条 校外委員会は、学校、保護者が地域と協力し、児童の校外生活が安全であるよう指導するとともに、環境を整える活動をします。

校外委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

第12章 推薦委員会

第30条 会計監査員、PTCA委員、校外委員、推薦委員、運営スタッフの候補者を選出する推 薦委員会を置きます。

推薦委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

第13章 臨時委員会

第31条 総会決議または美西くらぶ委員会が、特別な事項について、必要があると認めたとき、 臨時委員会を設けることができます。

臨時委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

第14章 ハンドブック

- 第32条 この会の運営に関する詳細をまとめたものをハンドブックとします。また、規約に反しない限り総会または美西くらぶ委員会の議決を経たのち定めます。
- 第33条 総会または美西くらぶ委員会は、ハンドブックを改版した場合には、その結果を次期総会に報告します。

第15章 個人情報保護の取り扱い

第34条 PTCA委員会では、学校からの個人情報は一切受け付けません。また、PTCA委員会と保護者間で提出された書類に記された内容等において個人が特定・識別できる情報(以下、個人情報)については「個人情報の保護に関する法律」ならびに「横浜市個人情報の保護に関する条例」に準拠し、保護者への連絡に使用し、他の目的には使用しません。

但し、PTCA委員会では、学校の行事に関する記録写真については、PTCAだより・広報誌・学校ホームページ・その他報告書などに掲載・使用することがあります。

なお、PTCA委員会では、個人情報は、原則として第三者には開示いたしませんが、 法令に基づく開示義務を負う場合や、児童・保護者の生命・身体・財産その他の権利・ 利益を保護するために必要であると判断できる場合及び緊急の必要があり且つ個別の承 諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

第16章 細 則

第35条 各委員会は、運営に関し必要な細則は美西くらぶ委員会で定めることができます。 但し、細則を制定または改廃した場合には次の総会に報告をしなければなりません。

第17章 改 正

第36条 原則としてこの規約の改正は、総会において、出席者の過半数の賛成を得なければなり ません。

但し、臨時の場合は、美西くらぶ委員会にて提案審議したのち、改正案を全家庭数に配付し過半数の賛成があれば改正することができます。

なお、総会にて審議する場合、改正案は総会開催の少なくとも一週間前までに、全会員に周知することとします。

付則

本規約は、令和3年5月6日よりこれを施行します。

改正履歴

平成25年 11月16日 初版

平成26年 1月16日 第2版

平成26年 5月16日 第3版

平成29年 4月28日 第4版

平成30年 4月27日 第5版

令和2年 6月23日 第6版

令和3年 5月6日 第7版